

産業廃棄物処理計画書

令和7年 6月 12日

山梨県知事

長崎 幸太郎 殿

提出者

住 所 山梨県笛吹市御坂町二之宮920番地

氏 名 コニカミノルタIJプロダクト株式会社

代表取締役社長 金子 真一

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 055-262-5551

山梨県生活環境の保全に関する条例第62条第1項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	コニカミノルタIJプロダクト株式会社 本社
事業場の所在地	山梨県笛吹市御坂町二之宮920番地
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日

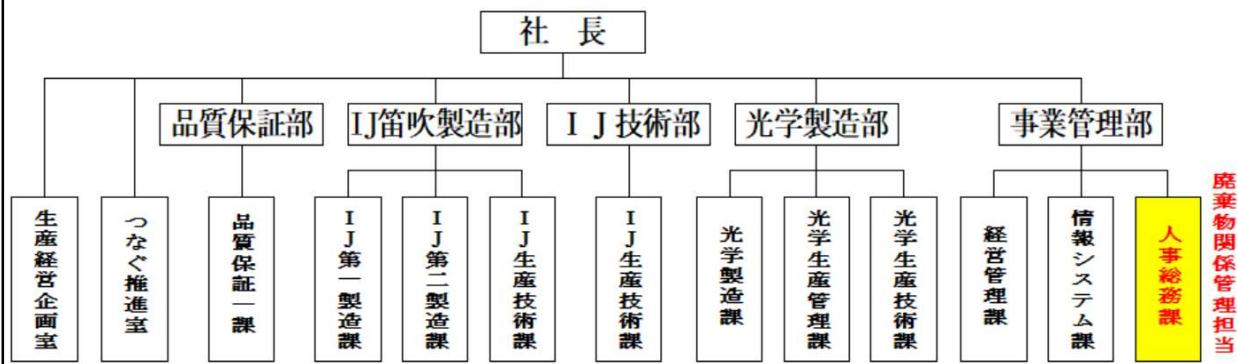
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	製造業：27 業務用機械器具製造業
② 事業の規模	売上高 79.4億円（令和6年度）
③ 従業員数	220名（令和7年4月1日現在）
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none"> ・汚泥：優良認定処理業者へ委託→セメント同製品製造の原材料化 ・廃油：優良認定処理業者へ委託→セメント同製品製造の原材料化 →石油精製再使用 ・廃酸：優良認定処理業者へ委託→セメント同製品製造の原材料化 再生利用業者へ委託→セメント同製品製造の原材料化（2024年度～） ・廃アルカリ：優良認定処理業者へ委託→セメント同製品製造の原材料化 ・廃プラスチック類：優良認定処理業者へ委託→セメント同製品製造の原材料化 →固体燃料化（壳却） 再生利用業者へ委託→固体燃料化（壳却） ・金属くず：再生利用業者へ委託→分別・圧縮・切断（壳却） ・ガラス・コンクリート・陶磁器くず：優良認定処理業者へ委託→建築骨材の原材料化 ・廃蛍光管（水銀使用製品）：優良認定処理業者へ委託→原材料化（壳却） ・木屑：再生利用業者へ委託→固体燃料化（壳却）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

コニカミノルタIJプロダクト株式会社 本社 組織体制図



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(2024 年度) 実績】 : 「別紙のとおり」		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	—
	排 出 量	10.47 t	— t
	(これまでに実施した取組) プラスチック成形品（スプール・ランナー・成形不良品） 成形プラスチックを分別することにより、委託業者で再利用有価売却。 (45.94 t)		
	廃プラスチックの中で製品トレー類は分別することにより有価売却が可能 であり、その業者へ排出することにより産業廃棄物の排出量を抑制してい る。 (3.21 t)		
②計画	【目標】 : 「別紙のとおり」		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	—
	排 出 量	15.00 t	— t
	(今後実施する予定の取組) 現状の取り組みを継続していく。 製品良品率を向上させ、不良数を減らす事によって排出量を低減させる。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別している産業廃棄物の種類:廃プラスチック類 産業廃棄物の種類ごとに保管エリアを定め分別と混入防止を行っている。 保管量にかんしては、看板に明記し法律遵守に役立てている。 特にプラスチックのトレー類は有価売却が可能なため分別を徹底する。
	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状の取り組みを継続していく。また排出物管理規定を定め、分別先等を表記 し、全従業員への教育を行っていく。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

	【前年度（2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類 全産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く)	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量 0.00 t	— t	— t
①現状	(これまでに実施した取組) 産業廃棄物業者(収集運搬業者及び処分業者)にすべて委託している為、取り組みは無し。		
	【目標】		
	産業廃棄物の種類 全産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く)	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量 0.00 t	— t	— t
②計画	(今後実施する予定の取組) 産業廃棄物業者(収集運搬業者及び処分業者)にすべて委託している為、取り組みは無し。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

	【前年度（2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類 全産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く)	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量 0.00 t	— t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量 0.00 t	— t	— t
①現状	(これまでに実施した取組) 産業廃棄物業者(収集運搬業者及び処分業者)にすべて委託している為、取り組みは無し。		
	【目標】		
	産業廃棄物の種類 全産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く)	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量 0.00 t	— t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量 0.00 t	— t	— t
②計画	(今後実施する予定の取組) 産業廃棄物業者(収集運搬業者及び処分業者)にすべて委託している為、取り組みは無し。		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	全産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く)	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0.00 t	— t
(これまでに実施した取組) 産業廃棄物業者(収集運搬業者及び処分業者)にすべて委託している為、取り組みは無し。			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	全産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く)	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0.00 t	— t
(今後実施する予定の取組) 産業廃棄物業者(収集運搬業者及び処分業者)にすべて委託している為、取り組みは無し。			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（2024年度）実績】 ※全処理委託量詳細は別紙参照		
	産業廃棄物の種類	全産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く)	—
	全処理委託量	753.32 t	— t
	優良認定処理業者への処理委託量	681.25 t	— t
	再生利用業者への処理委託量	72.07 t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	— t
(これまでに実施した取組) 有価売却が可能な排出物（金属、廃プラスチック類）や再生利用可能な排出物（廃プラスチック類→固形燃料化）は再生利用処分業者へ処理を委託している。 その他の産業廃棄物は出来る限り優良認定を受けている業者へ処理を委託。産業廃棄物は全て電子マニュフェストを用い、夫々の排出物で収集運搬から最終処分まで適正に処理されたことの確認を実施。			

②計画	【目標】		※全処理委託量詳細は別紙参照	
	産業廃棄物の種類		全産業廃棄物(特別管理 産業廃棄物を除く)	
	全処理委託量	953.00	t	— t
	優良認定処理業者への 処理委託量	865.00	t	— t
	再生利用業者への 処理委託量	88.00	t	— t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0.00	t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0.00	t	— t
	(今後実施する予定の取組) 現状の取り組みの継続・強化。 可能な限り優良認定処理業者や再利用業者へ委託する。 有価売却可能な産業廃棄物については、業者視察を行い、委託業者と契約を結び産業廃棄物⇒有価物化を少しでも進めていきたい。 コニカミノルタグループとして廃酸の処理が可能な会社が産業廃棄物処分業の許可を取得し、その会社への排出によってグループ全体として産業廃棄物の低減を図る。(2024年度54.3tを排出、2025年度60tを予定) 又、弊社の産業廃棄物総重量の95%を占めている廃酸・廃アクリに關して、生物処理可能な廃液(下水放流可能)と産廃処理しなければならない廃液に分け、生物処理(将来的に下水放流)などできる限り産廃を低減することを検討していく			
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が500トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物処理計画書-別表